

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

限

(定額一冊三個月三百円(送料を含む。))

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日及び
その翌日
のときは、
当日の翌日
に当り)

目次

- ◇告 示 健康保険法による保険医療機関の指定
- 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律による被爆者一般疾病医療機関の指定
- 争議行為を行なう旨の通知
- 解除予定の保安林
- 豚コレラ予防に関する規則による豚等の移入禁止区域の指定の解除
- 土地改良区の設立の認可
- 土地の用途廃止
- 建築基準法施行規則による道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第六百九十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十一年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
山本 西伯郡名和町	内科	山本 博美	昭和四十一年	乙表点数表	
医院 御来屋八四二	小児科	山本 博美	昭和四十一年	乙表点数表	
			十二月三日		

鳥取県告示第六百九十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十一年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	診療科名	所在地
昭和四十一年十一月二十八日	立川眼科耳鼻咽喉科診療所	眼科、耳鼻咽喉科	境港市上道町

鳥取県告示第六百九十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、博愛病院従業員組合執行委員長 石田登から争議行為を行なう旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 昭和四十一年年末手当要求について
二 日時 昭和四十一年十二月三十一日からの事件が完全に解決するま

三 場所 米子市加茂町一丁目一番地 医療法人同愛会博愛病院
四 概要 合法的なあらゆる形の争議行為を行なう。

鳥取県告示第六百九十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

国立公園事業駐車場敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百九十八号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）の規定に基づき昭和四十一年十月四日付け鳥取県告示第五百十五号で行なつた豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域の指定を解除する。

昭和四十一年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百九十九号

西伯郡中山町大字住吉一二七番地 藤田伊三郎ほか三十一人の者から申請のあつた下市駅南土地改良区の設立については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十二月八日から用途廃止した。

昭和四十一年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

面積

用途

東伯郡三朝町大字西谷字宮ノ前三番一地先
から三番三番地先まで及び三番一四番地先
同 三番二番二地先

平方メートル、
七九・五五 道路敷
二・六四 水路敷

鳥取県告示第七百一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年十二月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

米子市両三柳 二七一三番地	米子市上後藤字西浜恵水東 二九七の六	幅員	四メートル
田中 眞一	字平六東山中 三〇一の三	延長	
	字西浜恵水東 二九七の六	一三二・七メートル	
	字西浜恵水東 二九七の六	先水路	